二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
コンテナ型データセンター等導入支援事業

一般社団法人環境技術普及促進協会
令和3年8月5日
改訂　令和3年8月20日
改訂　令和4年2月2日

よくあるご質問

No	質問	回答
1.全般		
1-1	公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。	実施計画書等の記載内容が当事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。 なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒヤリングを実施する場合もあります。
1-2	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	補助事業を自ら行い、財産を取得する者が代表事業者となります。
1-3	2者以上の者が財産を取得する際は、2者が代表事業者として応募申請できますか。	2者以上で連名申請を検討している場合は、事前に協会に相談してください。
1-4	応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、十分に検討の上、応募してください。
1-5	他の補助金と併用は可能ですか。	国からの他の補助金(国からの補助金を原資として交付する補助金を含む)を受ける場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、どちらかのみの受給となります。 地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。 ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。 なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。 以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。
1-6	応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更してもよいですか。	交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。どうしても変更が必要な場合、協会に相談してください。
1-7	応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別の事業に係る相談は受け付けておりません。
1-8	テレワークが主体であり代表者の押印に時間がかかるため、押印がなくても応募申請書を受付けてもらえますか。	代表者の押印は不要です。 応募申請書の内容等につきましては、内部規定などにより確認されたものを提出してください。
1-9	応募申請書は、電子メールで提出できますか。	電子メールでの提出で問題ありません。 ただし、電子ファイルで確認しづらい資料などは、書面での提出を求めることがあります。
1-10	再エネ発電設備・蓄電池等の設置場所・設置方法について、制約等がありますか。	設置場所の選定にあたっては浸水や土砂災害等の危険性に留意し、設置予定場所のハザードマップに基づく対策を実施してください。又、地震の際に機能維持できるよう、「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づき設置してください。
1-11	再生可能エネルギーにはどのようなものが該当しますか。	太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他自然界に存する熱、バイオマス(依存率が発熱量ベースで60%以上)、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に使用できるものが該当します。
1-12 (8/20追加)	外国企業でも、補助金の応募申請はできますか。	「補助金の応募を申請できる者」の「ア　民間企業」は、「会社法に基づき設立された日本法人」であることが条件です。
1-13 (2/2追加)	補助金の応募を申請するための条件について教えてください。	補助金の応募を申請できる者は、本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とします(直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします)。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
コンテナ型データセンター等導入支援事業

一般社団法人環境技術普及促進協会
令和3年8月5日
改訂　令和3年8月20日
改訂　令和4年2月2日

よくあるご質問

No	質問	回答
2.応募申請時の提出書類について		
2-1	様式1応募申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。	法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
2-2	様式1連絡担当窓口及び別紙1実施計画書の「事業実施の担当者」(事業の窓口となる方)は誰にすればよいですか。	申請者（代表事業者）の所属の方で、補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。（代行申請は認められません。）
2-3	経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、計画等の内容に基づいた概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
2-4	会社を設立して間もないので、直近2決算期の貸借対照表・損益計算書がありません。この場合提出は不要でしょうか。	法人を設立してから1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を提出してください。1会計年度を経過している場合は、直近1決算期の貸借対照表・損益計算書を提出してください。
2-5	応募申請書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、地方公共団体が申請者の場合は添付が必要ですか。	地方公共団体の場合は、パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算書等、予算措置がわかる資料を提出してください。応募申請段階において、予算措置のわかる資料が提出できない場合(補正予算による場合等)は、その旨を明記した説明文書を作成して申請いただき、予算確定後、資料を提出してください。
2-6	定款、業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにもIR情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。	問題ありません。 最新のものを提出してください。
2-7	連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、申請者の貸借対照表・損益計算書をご提出ください。
2-8	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。
3.事業期間について		
3-1	二次公募では、単年度で完了できる事業のみを公募しています。 （複数年事業は対象としていません。）	
3-2	二次公募での事業完了は、令和4年12月28日とします。 （事業完了までに、委託・請負等に対して対価の支払いが完了している必要があります。）	
3-3		

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
コンテナ型データセンター等導入支援事業

一般社団法人環境技術普及促進協会
令和3年8月5日
改訂　令和3年8月20日
改訂　令和4年2月2日

よくあるご質問

No	質問	回答
4.補助対象経費について		
4-1 （2/2追記）	補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。	補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。 ・事業に必要な用地の確保に要する経費 ・土地の造成（伐採、伐根、整地等）に係る費用 ・建屋の建設にかかる経費 ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費 ・既存施設・設備等の撤去費及び処分費 （当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む） ・補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等 （導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等を含む） ・浸水対策などの嵩上げ基礎に係る経費 ・再エネ電力メニュー及び再エネ電力証書の購入費用 ・官公庁等への申請・届出等に係る経費 ・本補助金への応募・申請手続きに係る経費 （報告等の手続に係る経費を含む） ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備（設備の防音壁、安全フェンス、監視カメラ等）、周辺機器、法定必需品（消火器等）等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復させることに係る経費 ・補助事業による取得財産であることを明示するために貼り付けるプレート等の作成及び貼り付けの費用等 ・気象計（日射量計、温度計など）とその設置費用 ※電力需給の制御に必要なデータを計測する場合は補助対象 ・その他事業の実施に直接関連のない経費 ・消費税も原則対象外です。（詳細は問4-3をご覧ください。）
4-2	地方公共団体の職員の人件費は補助対象となるでしょうか。	地方公共団体の職員の人件費及び社会保険料は対象外です。ただし、当該業務を実施するためだけに必要な業務補助を行う臨時職員に関する賃金については「賃金」として計上可能です。 なお計上にあたっては、直接、本事業に従事する時間に対する賃金を対象とすることから、業務日誌等により作業時間を適切に管理しなければなりません。
4-3	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。①消費税法における納税義務者とならない補助事業者②免税事業者である補助事業者③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告してください。
5. 採択以降について		
5-1	請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
5-2	請負工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。 ※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。
5-3	請負業者等への発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。
5-4	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般競争が困難又は不適当である場合は、指名競争、又は随意契約によることができます。また、交付申請段階で分かっている場合は、交付申請時に理由書を添付してください。
5-5	補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。	別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用及び管理費等が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
コンテナ型データセンター等導入支援事業

一般社団法人環境技術普及促進協会
令和3年8月5日
改訂　令和3年8月20日
改訂　令和4年2月2日

よくあるご質問

No	質問	回答
5-6	年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるでしょうか。	本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡ください。
5-7	採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知に記載された採択額が補助金交付額の上限になります。
5-8	二次公募では、単年度で完了できる事業のみを公募しています。 （複数年事業は対象としていません。）	
5-9	外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。	交付決定の内容と異なるので、原則認められません。
5-10	補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO2の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。 ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合 ・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 なお、変更する必要が生じた場合は、独自で判断せず必ず協会へ相談してください。
6.事業完了後について		
6-1	事業終了後3年間の事業報告書に記載する内容は何ですか。	対象となる期間中の二酸化炭素排出削減量の目標に対する実績値を記載してください。なお、目標未達の場合は、原因と対策等についても記載してください。また、期間中の再エネ調達方法の実績や使用電力量に対する再エネ率の実績値についても報告してください。
6-2	補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO2削減目標値を達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。	CO2削減量が目標値に達しなかった原因等を具体的にお示しいただくとともに対策等について報告していただきますが、CO2削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還が発生する可能性があります。
6-3	補助事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省第15号）に定められた期間となります。
6-4	補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能ですか。	交付規程第8条第1項第十七号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。
6-5	圧縮記帳は適用可能ですか。	所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。 なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。
6-6 （2/2追加）	補助金の支払いの目処について教えてください。	補助金支払いは、完了実績報告書の提出後、1.5か月程度の期間を要します。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
コンテナ型データセンター等導入支援事業

一般社団法人環境技術普及促進協会
令和3年8月5日
改訂　令和3年8月20日
改訂　令和4年2月2日

よくあるご質問【導入】

No	質問	回答
7.補助対象の要件・設備等について		
7-1 （2/2追記）	再エネ電力の供給については、再エネ発電設備を新設する必要がありますか。	再エネ電力の供給は、再エネ発電設備の新設に限りません。 既存の再エネ発電設備からの供給及び再エネ電力メニュー、再エネ電力証書等の購入も可とします。 事業の選定においては、本補助事業で再生可能エネルギー発電設備を導入するものを優先します。
7-2	再エネ発電設備からの電力供給量及び再エネ電力証書等の購入量に、データセンター使用電力量の何%以上などの制約はありますか。	再エネ電力供給量は、何%以上供給すること等の制約はありませんが、事業の選定においては再エネ電力供給量が評価の対象となります。
7-3	再エネ電力証書等の購入は、いつまでに購入する必要がありますか。	完了実績報告までに購入し、完了実績報告書に証書等の写しを添付してください。 事業完了後は、事業報告において報告してください。
7-4	災害（ブラックアウト）時の自立運転を目的として導入する蓄電池は補助対象となりますか。	災害時の蓄エネや一般系統のピーク制御等が主目的の蓄電池は、補助対象外となります。
7-5 （8/20追加）	コンテナ型データセンターの設置に関し、建築物として建築基準法に適合する必要がありますか。	本補助事業では、建築物に該当しないコンテナ型データセンターの設置を補助対象としています。建築物に該当するコンテナ型データセンター設置の場合は、収納するICT機器含め補助対象外となります。
7-6 （8/20追加）	コンテナ・モジュール型データセンターで、モジュール型を建屋内に設置する場合も補助対象となりますか。	ICT機器等を収容したモジュールを建屋内に設置する場合も補助対象となります。 ただし、建屋の建設に係る経費は補助対象外です。
7-7 （8/20追加）	コンテナ型データセンターを設置する計画をしていますが、海外に設置する場合も補助対象となりますか。	コンテナ型データセンターの設置は、日本国内に設置するものが対象となります。
7-8 （2/2追加）	事業用地の確保（売買契約や賃貸借契約等）についてはいつまでに契約を完了する必要がありますか。	交付決定までに締結してください。
7-9 （2/2追加）	補助対象となる再生可能エネルギー発電設備からの、データセンターへの電力供給方法に制約はありますか。	補助対象となる再生可能エネルギー発電設備は、自家消費型又は地産地消型のものに限ります。本事業において、「自家消費型」とは、データセンターの同一敷地内に再生可能エネルギー設備を設置して当該設備が発電した電力を当該データセンターに供給する形態をいいます。 「地産地消型」とは、データセンターの敷地外に再生可能エネルギー設備を設置して当該設備が発電した電力を自営線を介して当該データセンターに供給する形態をいいます。
7-10 （2/2追加）	蓄電池において、中古の蓄電池（電気自動車から回収された等）は補助対象となりますか。	中古の蓄電池（中身のセル）は、補助対象外となります。ただし、それ以外のPCSや外装品などで新造する部分や、システムの構成費、設置工事費等は補助対象とします。蓄電システムの製品として、開発中のものであったり実証的要素を含む場合は全体として補助対象外となります。